

【別記 2】

介護職員の介護等（身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと）の業務に従事する者の範囲は、次のとおりです。

1	障害者自立支援法に規定する障害者支援施設の従業者のうちその主たる業務が介護等の業務であるもの
2	障害者自立支援法附則 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更正援護施設の入所者の支援に直接従事する職員のうちその主たる業務が介護等の業務であるもの
3	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する救護施設及び更生施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
4	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する老人デイサービスセンター、老人デイサービス事業を行う施設、老人短期入所施設、老人短期入所事業を行う施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
5	障害者自立支援法に規定する居宅介護、行動援護及び重度訪問介護の従業者並びに老人福祉法に規定する老人居宅介護等支援事業の訪問介護員
6	障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行うものに限る。）及び短期入所を行う事業所並びに地域活動支援センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
7	<p>老人福祉法に規定する軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護保険法に規定する介護老人保健施設その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの</p> <p>「その他の施設」とは、介護福祉士の受験資格の実務経験を定めた「指定施設における業務の範囲及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲について」（昭和 63 年 2 月 12 日付け社庶第 30 号）の 2 の (3) のとおりであること。</p> <p>【昭和 63 年 2 月 12 日付け社庶第 30 号の 2 の (3)】</p> <p>障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害福祉サービス事業（同法附則第 8 条第 2 項の規定により障害福祉サービスとみなされた事業を含む。以下「障害福祉サービス事業」という。）のうち短期入所を行う施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、身体障害者更生施設（重度の肢体不自由者以外を入所させるもの）、身体障害者授産施設（重度の身体障害者で雇用されることの困難なもの等以外を入所させるもの及び身体障害者で雇用されることの困難なもの等を通所させるもの）、身体障害者福</p>

	<p>社ホーム、身体障害者福祉工場、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は隣保館（「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）別紙1（隣保館デイサービス事業実施要領）に基づく隣保館デイサービス事業を行っているものに限る。）の職員のうち、施設又は事業の最低基準等に定める名称以外の名称の職員のうち、介助員等、介護等の業務が本来業務として明確に位置付けられている者。</p>
8	<p>医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの 〔・空床時にベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務のみを行っている者を除く。〕</p>
9	<p>介護等の便宜を供与する事業を行う者において、主として介護等の業務に従事するもの 事業として継続、反復している事業者には雇用され又は指揮命令を受けながら従事した者であって、次の業務に従事している者であること。</p> <p>ア．市場機構を通じて在宅サービス等を提供しているいわゆる民間事業者において主として介護等の業務に従事する者</p> <p>イ．市区町村社会福祉協議会で実施している入浴サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの</p> <p>ウ．生活協同組合、農業協同組合で実施している在宅サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの</p> <p>エ．法令等に基づかない市町村単独事業で介護等の業務を行っているもの</p> <p>オ．平成9年9月末までの特例措置として特例許可老人病棟において活動していた家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者</p> <p>カ．ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている者（団体概要及び市区町村ボランティアセンター等に登録されている団体についてはその旨の書類を実務経歴証明書に添付すること。）</p>
10	<p>個人の家庭において就業する職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）附則第3項に掲げる家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの</p>
11	<p>労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設の介護職員</p>
12	<p>「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」において利用者の療育に直接従事する職員（施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。）</p>

13	「在宅重度障害者通所援護事業について」（昭和 62 年 8 月 6 日付け社更第185号）別添（在宅重度障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
14	「地域生活支援事業の実施について」（平成 18 年 8 月 1 日付け障発第0801002号）別紙 1（地域生活支援事業実施要綱）別記 6（4）に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている施設において介助サービスを提供する者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
15	「地域福祉センターの設置運営について」（平成 6 年 6 月 23 日付け社援地第 74 号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
16	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する重症心身障害児施設の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
17	ハンセン病療養所における介護員等その主たる業務が介護等の業務である者 （ア．国立ハンセン病療養所にあつては介護員とすること。 イ．ア以外のハンセン病療養所にあつては、主たる業務が介護等の業務である者とすること。）
18	知的障害児施設及び肢体不自由児施設（肢体不自由児通園施設を除く。）の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
19	「知的障害者通所援護事業等助成費の国庫補助について」（昭和 54 年 4 月 11 日付け発児第 67 号）別添（知的障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
20	児童福祉法第 27 条第 2 項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの （児童福祉法第 27 条第 2 項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の保育士をいう。）